

基本計画の検討資料
(令和4年3月18日時点)

第3章 基本政策3 【都市整備】

第1節	都市づくり	1
第2節	公共交通網	3
第3節	公園・緑地	5
第4節	道路	7
第5節	河川・水路	9
第6節	上水道	11
第7節	下水道	13

第1節 都市づくり



【現況と課題】

- これまで、新座市では、首都近郊の地理的優位性と、豊かな自然環境などの強みをいかし、安全性、快適性を備え、景観に配慮したまちづくりを進めてきました。
- 今後は、将来の人口減少や少子高齢化の進行など社会の著しい変化に対応しつつ、誰もが安心して快適に暮らし続けることができるよう、市街地環境の向上を図る必要があります。また、市域の約39%を占める市街化調整区域での有効な土地利用を推進し、魅力あるまちづくりを進めるとともに、都市高速鉄道12号線の延伸やスマートインターチェンジの設置を見据えた、新たな拠点の整備についても検討を進めていく必要があります。
- まちづくりに当たっては、市民、事業者及び市の協働により進める中で、年齢や障がいの有無を問わず、誰もが安心して快適に暮らし続けることができるようなまちづくりを進めていくことが求められます。
- 新座市は、雑木林など武蔵野の面影を残す緑豊かな自然が多く残され、野火止用水などの文化的景観と併せて特徴的な景観をつくり出しています。今後も、地域の特性をいかした景観づくりに取り組んでいく必要があります。
- 近年、少子高齢化や既存の住宅・建物の老朽化に伴い、適切に管理されていない空家等が増加することは、犯罪の誘発や害虫の発生の原因となるため、周辺の生活環境に悪影響を及ぼしていることが全国的に問題になっています。
- これまで新座市では、適切に管理されていない空家等の抑制や改善に取り組んできました。今後も、地域の実情に応じた総合的な空家対策を効果的・計画的に推進する必要があります。

施策1 計画的なまちづくりの推進

【主な施策展開】

(1) 市街地環境の向上

- 商業系市街地では、駅周辺における良好な都市基盤をいかしつつ、土地利用の誘導を図るとともに、安全で快適な歩行空間や自転車通行空間を確保することにより、にぎわいと安全性、快適性を兼ね備えた良好な空間の形成を図ります。
- 工業系市街地では、工業施設や物流業務施設などの新たな施設立地を促進し、周辺環境に配慮したまちづくりの形成と地域の利便性の向上を図ります。
- 住居系市街地では、地区の特性に応じた居住環境の整備や改善を進めます。

(2) 有効な土地利用の推進

- 市街化調整区域については、自然環境との調和に配慮しつつ、有効な土地利用の誘導を図ります。
- 新座駅周辺の市街化調整区域では、地理的条件をいかし、土地区画整理事業による新たな市街地整備を検討します。
- 市中央部における新たな拠点の形成を図るため、都市高速鉄道12号線の延伸実現及びスマートインターチェンジの設置に向けたまちづくりについて検討します。
- 都市計画道路保谷朝霞線の整備の進捗に合わせた、道場地区におけるまちづくりの在り方について検討します。

(3) 住民参画によるまちづくりの推進

- 市民、事業者及び市の協働によるまちづくりを進めます。

(4) ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

- 全ての人にやさしいまちとなるよう、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めます。

(5) 景観づくりの推進

- 景観づくりに関する情報提供の充実を図るとともに、景観に関連する諸制度を活用し、地域の特性をいかしながら良好な景観づくりに取り組みます。

施策2 空家等対策体制の充実

【主な施策展開】

(1) 空家等の管理意識の高揚

- 空家等の管理意識の高揚を図るため、空家等の適切な管理についての啓発活動を実施します。

(2) 空家等対策体制の整備

- 警察等関係機関と連携して、空家等への対策を推進する体制を整備します。
- 空家等の利活用を促し、管理不全の空家等の発生を防ぐための取組に努めます。
- 空家等対策に取り組む団体との連携や、空家等の適正な管理の促進により、周辺地域の生活環境を守ります。

第2節 公共交通網



【現況と課題】

- 公共交通は、市民の日常生活を支える重要な役割を担っており、高齢化が進行する中、誰もが安全で快適に利用できる公共交通網の更なる充実が求められています。また、自家用車の利用者が公共交通利用に転換することで、環境負荷の低減や道路の混雑緩和にもつながることから、公共交通を利用しやすい環境づくりを進めることが必要です。
- 市民が利用する鉄道路線としては、主に東武東上線、JR武蔵野線及び西武池袋線がありますが、鉄道空白地域となっている市中央部における鉄道の整備は、新座市の長年の課題となっています。このため、都市高速鉄道12号線の延伸の早期実現に向けた取組を進めていくことが重要です。また、既存の鉄道については、更なる利便性の向上に向けて、鉄道事業者へ働き掛けていくことが必要です。
- バス路線は、駅や公共施設などへの交通手段としての役割を担っており、快適に利用するためには、路線網の拡充や運行系統の見直し、運行本数の増加などについて、バス事業者へ働き掛けていくことが必要です。今後は、バス業界の運転手不足により、運行の維持が難しくなることが想定されており、市においても、市内循環バスなど、市民の身近な交通手段の充実を図っていく必要があります。
- 市民の誰もが安心して外出できるよう、交通機関や周辺施設のバリアフリー化を推進していく必要があります。
- 我が国では、自動車保有率の上昇に伴い、交通事故が増加してきましたが、平成16年を境に減少傾向となり、令和3年の交通事故発生件数はおよそ30万5千件でした。一方、高齢者が関係する交通事故は増加傾向にあり、高齢者の交通事故減少に向けた取組が課題となっています。
- これまで新座市では、交通ルールの遵守、マナーの向上や交通安全意識の啓発を図るため、交通安全推進団体などの関係機関と連携し、交通事故ゼロを目指して交通安全運動を推進してきました。悲惨な交通事故から市民を守り、交通安全に向けた取組を一層推進するために、誰もが安全かつ安心して通行できる交通環境を整備することが重要です。

施策1 公共交通網の充実

【主な施策展開】

(1) 都市高速鉄道12号線の延伸

- 都市高速鉄道12号線の延伸の早期実現に向けて、関係機関との協議や新駅予定地周辺におけるまちづくりの検討を進めるとともに、地元の更なる機運醸成を図る取組を進めます。

(2) 鉄道利用環境の向上

- 鉄道の利便性を高めるため、東武東上線、JR武蔵野線、西武池袋線については、ダイヤの見直しや駅舎の改善などについて、鉄道事業者に働きかけます。
- 駅利用者の利便性を確保するため、駅周辺の自転車駐車場やバイク駐車場の適切な維持管理に取り組みます。

(3) バス利用環境の向上

- 利用者のニーズを踏まえた運行本数の見直しや路線の拡大など、路線バスの輸送サービスの維持・拡充をバス事業者に働きかけます。
- バス利用者の利便性や快適性を確保するため、バス停への屋根・ベンチの維持管理や運行状況案内システムの設置をバス事業者に働きかけるとともに、バス停周辺の自転車置場の適切な維持管理に取り組みます。
- 市内循環バスの再編やデマンド交通の導入など、様々な視点から検討した結果に基づき、新たな公共交通システムの運行について、取組を進めます。

(4) バリアフリー化の推進

- 鉄道やバス、タクシーなどの利便性と安全性を向上するため、駅やその周辺施設のバリアフリー化を進めます。

施策2 交通安全の確立

【主な施策展開】

(1) 交通安全意識の高揚

- 警察等関係機関との連携の下、交通安全運動及び交通安全教室の実施により、自動車だけでなく、自転車や歩行者に対して、交通ルールの遵守、マナーの向上や交通安全意識の啓発を進めます。また、高齢者による交通事故減少に向けて、高齢者の運転免許証の自主返納を進めます。

(2) 安全な交通環境の整備

- 安全な交通環境を確保するため、地域や警察との効果的な連携を図るとともに、シルバー人材センター等による放置自転車の撤去活動を行います。
- 道路環境の変化や交通量の増加に伴う交通危険箇所の解消に向け、啓発看板、道路反射鏡（カーブミラー）、安全標識、路面標示などの交通安全施設の整備を進めます。
- 通学路で、危険と思われる箇所に交通指導員等を配置し、児童の登下校時の安全確保に努めます。

第3節 公園・緑地



【現況と課題】

- 公園・緑地の保全や創出に努めることは、良好な都市環境の保持・形成につながるだけでなく、地域コミュニティの形成や健康活動の充実といった面から重要です。公園・緑地が持つ多様性をいかすとともに、みどりの質の向上を図っていく必要があります。
- 新座市は、武蔵野の面影を残す雑木林、柳瀬川や黒目川など、みどりと水に恵まれており、本市の貴重な財産として次代に継承していくことが重要です。その中でも、平林寺境内林は近郊緑地特別保全地区（首都圏近郊緑地保全法）に、また、妙音沢の斜面林は特別緑地保全地区（都市緑地法）に指定されています。
- 市内の緑地は市街化の進展とともに減少していますが、これまで、保存樹木の指定を行うとともに、みどりの保全協定を締結し、市民ボランティアとの連携による取組を進めてきました。今後も、良好な自然環境を保全していくとともに、多くの市民に親しまれる場として緑地を活用していく必要があります。
- 市民の憩いの場となる公園については、自然と調和したゆとりある都市空間の実現に向けて、拠点となる公園の整備や既存の公園の更なる充実を図ることで、誰もが安全で安心して利用できる公園づくりを進める必要があります。また、公園の維持管理に当たっては、町内会や市民ボランティアとの協働の下、取り組む必要があります。

施策1 良好な自然環境の保全、活用、創出

【主な施策展開】

(1) 緑地の保全・活用の推進

- 平林寺周辺、妙音沢周辺を始めとした、良好な自然環境の保全に努めます。
- みどりの保全協定などの諸制度に基づき、緑地の保全・活用を推進するとともに、市内に残る貴重な緑地を計画的に取得するため、新座グリーンスマイル基金を活用します。
- 市民・事業者に対しては、緑地協定制度などを活用し、地域ぐるみによる自主的な緑地の保全活動の促進に努めます。
- 山林の相続税猶予に関する制度の確立及び山林の買取りに対する財政支援策の創出について、国・県へ要望していきます。

(2) 緑化の推進

- 公共施設や道路などについては、緑化基準に基づき、緑化を推進するとともに、民間事業者に対して、緑化指導を行うことで、景観等も考慮しながら、貴重なみどりを守っていきます。
- 生け垣設置に関する助成を行うとともに、市民及び事業者に対しての周知を進めます。

施策2 憩いの場となる公園の充実

【主な施策展開】

(1) 拠点となる公園の整備

- 本市のスポーツ・レクリエーション及び自然観察の中核として、総合運動公園の適切な維持管理を行うとともに、設備等のリニューアルに努めます。
- 大和田二・三丁目地区土地区画整理事業地内での公園整備など、土地区画整理事業に合わせ、魅力ある街区公園の整備を推進します。

(2) 誰もが利用できる公園の充実

- 誰もが利用しやすい公園づくりを進めるため、公園遊具の安全点検の実施と維持・補修を進めるとともに、ユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。また、子育て世代にも配慮して、利用者のニーズを踏まえた公園づくりを推進します。
- 町内会や市民ボランティアとの協働の下、公園の清掃や維持管理を行います。

第4節 道路



【現況と課題】

- 少子高齢化が進行する中、子どもや高齢者、障がい者など、誰もが安全で快適に使用できる道路環境を整える必要があります。また、無電柱化による防災対策、道路の緑化による景観・環境への配慮に加え、構造物の老朽化にも対応するなど、多様な視点からの改善・整備が重要となります。
- 生活道路については、歩行者や自転車利用者の視点から、安全性の確保と快適性の向上に重点を置いた計画的な改善・整備が必要です。
- 幹線道路については、緊急車両の円滑な通行等、市民の生命や財産を守ることに加え、経済活動を支えるためにも重要なものです。新座市の幹線道路のうち、都市計画道路東久留米志木線については比較的整備が進んでいますが、今後は、埼玉県が整備中である放射7号線と接続するひばりヶ丘片山線や周辺都市との連携強化につながる保谷秋津線を重点路線として整備に取り組んでいく必要があります。今後も東京都や埼玉県、近隣市との連携が重要です。
- 交通利便性の更なる向上に向けて、関越自動車道へのスマートインターチェンジの設置について検討が必要です。さらに、国道254号の慢性的な混雑により、これを要因とする渋滞が市内各所で発生し、その解消が大きな課題の一つとなっています。
- 舗装の傷みによる振動・騒音の問題が生じています。このため、道路パトロールの強化など、きめ細かな対応が求められるとともに、安全で快適な道路環境維持のために、市民との協働が必要となります。
- 橋については、損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う予防保全型の維持管理を行っており、計画的な長寿命化などに引き続き取り組む必要があります。

施策1 道路交通網の整備

【主な施策展開】

(1) 道路環境の改善・整備

- 交通手段にかかわらず、誰もが安全で快適に使用できる道路整備を推進します。また、安全、防災、景観において効果の高い無電柱化の検討を進めます。
- 歩行者の安全性や快適性に配慮し、道路の拡幅や歩道の確保を計画的に進め、安全な道路環境づくりに取り組みます。また、市民の利用状況に合わせ、自転車通行空間の整備をするなど、自転車の利用にも配慮した整備に努めます。

(2) 幹線道路の整備

- 都市計画道路保谷秋津線、ひばりヶ丘片山線については関係機関と調整しながら整備を推進するとともに、東久留米志木線については整備に向けた検討を進めます。
- 都市計画道路保谷朝霞線、放射7号線、東村山足立線などの早期整備について、県に要請・協力します。
- 関越自動車道へのスマートインターチェンジの設置に向け、調査検討を進めます。
- 国道254号の慢性的な混雑の解消に向けて、国道254号和光富士見バイパスの早期整備について、関係機関に要望します。

施策2 道路管理の充実

【主な施策展開】

(1) 道路の維持・補修

- 道路の定期的な調査やパトロールを実施し、舗装等の傷みの早期発見・計画的な補修により、舗装の長寿命化を図るとともに、街路樹や植樹帯の保全に努めます。
- 地域住民による清掃・草刈り・花の植栽など、協働による良好な沿道景観の創出と道路の適切な維持管理を進めます。

(2) 橋の維持・補修

- 市内橋について、5年ごとの定期点検による劣化進行度合いに応じて、修繕時期を検討するとともに、点検結果を基に適切な維持管理に取り組み、災害に強い道路網の確保を図ります。

(3) 私道整備への支援

- 砂利道の舗装や老朽化した舗装の再整備など、私道整備の支援に努めます。

第5節 河川・水路



【現況と課題】

- 近年各地でこれまでの想定を超えた大規模な水害が発生する中、被害を抑制するため、河川・水路を計画的に改修し、治水対策をこれまで以上に推進していくことが重要です。河川改修については、県による柳瀬川、黒目川の改修など、当面の整備は完了していますが、河川内に堆積した土砂の浚渫工事の継続した実施を要望していく必要があります。
- 水害を抑制するため、透水性舗装や雨水浸透ますなどの施設の設置を進めるとともに、既存施設の活用など新たな方策について検討する必要があります。また、開発事業者に対しても、雨水流出抑制を図るよう促していくことが求められます。
- 河川・水路は、市民が自然を体験できる貴重な空間であり、新座市ではこれまで、柳瀬川、黒目川や野火止用水といった水辺空間を、ウォーキングやサイクリング、自然観察などを楽しめるレクリエーションの場として活用するため、遊歩道や親水護岸の整備等に取り組んできました。
- 今後も引き続き、関係機関と連携しながら、流域環境の整備を進め、市民が気軽に水辺に親しめる環境づくりに取り組む必要があります。また、市民との協働による清掃活動などを通じ、快適な水辺空間を確保することも求められます。

施策Ⅰ 治水対策の推進

【主な施策展開】

(1) 治水安全対策の促進

- 柳瀬川、黒目川について、河川内に堆積した土砂を取り除く浚渫工事など適正な維持管理と、必要に応じて更なる治水機能の向上に向けた改修・整備を県に要望します。

(2) 雨水流出抑制の推進

- 降雨時における河川への急激な雨水の流出を抑制するため、公共施設の新設・改修に合わせての雨水貯留・浸透施設の設置や、歩道の整備における浸透性舗装を推進します。さらに、想定を超えた大型台風や集中豪雨の発生時においても被害を抑制できるよう、公園や学校などの広い敷地を持った施設について、貯留施設としての活用を進めます。
- 民有地における雨水貯留・浸透施設の設置を促進します。

施策Ⅱ 河川・水路環境の整備

【主な施策展開】

(1) 水辺に親しめる環境づくり

- 柳瀬川、黒目川について、整備の完了した遊歩道の適切な維持管理を進めるとともに、ウォーキングやサイクリング、自然観察など、市民が気軽に親しめるレクリエーションの場として積極的な活用を図ります。
- 野火止用水について、護岸の補修を適宜行い、暮らしに身近な水辺空間としての活用を図ります。
- 市民との協働により、清掃活動や啓発活動を進め、快適な水辺空間を創出します。

第6節 上水道



【現況と課題】

- 上水道は、人々が快適で衛生的生活を送る上で不可欠な都市基盤です。我が国では、市街地の拡大等に伴い、全国的な整備が進められてきましたが、人口減少局面に入る中で需要が減少し、持続的な事業の運営に向けた課題が生じています。また、施設の老朽化なども問題となっています。
- 新座市では当面、人口が急激に減少する可能性は低いとみられていますが、節水機器の普及などにより、水道事業の給水収益が緩やかに低下していく見通しです。このため、引き続き水道事業の広域化の検討や民間委託を進めつつ、これまで以上に安定的・継続的な健全経営を目指して取り組んでいく必要があります。
- 高度経済成長期に整備した水道施設が耐用年数を迎えていることから、事業の優先度を検討した上で、管路や施設の適切な維持管理、更新に取り組んでいくことも求められます。

【主な施策展開】

(1) 安定的・継続的な健全経営

- 水道施設等の資産の状況を把握した上で、水道事業の安定的・継続的な健全経営に努めます。また、事業の運営状況について、市民への分かりやすい情報発信を行います。
- 漏水調査の効果的な手法を検討し、継続的に実施していく中で、必要に応じて補修工事を行い、有収率の向上を図るなど、水道事業の経営の効率化に努めるほか、節水機器の普及や節水意識の高揚を目指した取組を進めます。

(2) 供給体制の充実

- 水質検査を継続的に実施し、安全な水の供給に努めます。
- 重要給水施設へ配水する管路や耐用年数に達した管路などの耐震化を優先的に進めます。また、浄水場など、老朽化した施設・設備の適切な維持・管理を行い、施設の運用に与える影響等を勘案した上で、計画的な更新や耐震化を進めます。

第7節 下水道



【現況と課題】

- 下水道は、人々が快適で清潔な生活を送る上で不可欠な都市基盤です。我が国では、市街地の拡大等に伴い、全国的な整備が進められてきましたが、人口減少局面に入らる中で需要が減少し、持続的な事業の運営に向けた課題が生じています。また、施設の老朽化なども問題となっています。
- 新座市では当面、人口が急激に減少する可能性は低いとみられていますが、節水機器の普及などにより、使用水量が減少することに伴い、下水道事業収益が緩やかに低下していく見通しです。このため、引き続き公共下水道未接続世帯への水洗化指導や不明水対策を進めつつ、これまで以上に安定的・継続的な健全経営を目指して取り組んでいく必要があります。
- 下水道（汚水）については、普及率が97.3%（令和2年度末）、管理する管路延長は約420km（令和2年度末）となっています。供用開始から40年を経過した管路が増えてきていることから、今後は、劣化状況を把握し、優先度を検討した上で、適正かつ効率的な維持管理に取り組む必要があります。
- 下水道（雨水）については、整備率が55.6%（令和2年度末）、管理する管渠延長は約310km（令和2年度末）となっています。耐用年数を迎えている管路が増えてきていることから、老朽化対策が必要となります。また、近年の降雨の局地化・激甚化や都市化の進展に伴い、新座市雨水管理総合計画に基づく雨水管整備や更なる溢水対策を進める必要があります。

【主な施策展開】

(1) 安定的・継続的な健全経営

- 下水道事業の経営状況、下水道施設の資産の現状を踏まえ、中長期的な経営の基本計画を定め、下水道事業の安定的・継続的な健全経営に努めます。
- 公共下水道未接続世帯の解消に向けて、未接続家屋・事業所への水洗化指導、啓発により、接続率を高め、整備された公共下水道の有効活用に努めます。

(2) 汚水排水対策の推進

- 事業認可区域の計画的な整備を推進します。
- 既存の汚水管の計画的な維持管理、改築・更新に努めます。

(3) 雨水排水対策の推進

- 新座市雨水管理総合計画に基づき、優先順位を付けて整備を推進します。
- 既存の雨水管の計画的な維持管理、改築・更新に努めます。